

高槻市議会議員ソーシャルメディア運用ガイドライン

1 目的

地方議会議員がソーシャルメディアを通じて、情報発信や交流等を行うことが広く普及する一方で、ソーシャルメディアには、発信者の意図が市民等に正確に伝わらないことなどにより、誤解や不適切な受け止めを生じさせ、発信者の目的とは異なる影響を及ぼすほか、議員だけでなく市議会と市民等との信頼関係を損ないかねないリスクもある。

このため、高槻市議会政治倫理条例（平成20年高槻市条例第36号）第1条及び第2条第1号の規定に従い、高槻市議会議員（以下「議員」という。）としてソーシャルメディアを利用するにあたり、市政に対する市民の信頼に応え、より良い情報発信を行うため、対象媒体の運用に当たり遵守すべき事項等を定める。

2 定義

(1) ソーシャルメディア

インターネットを利用して、利用者が情報を発信し、または相互に情報をやりとりする（以下、「情報発信等」という。）ことで、不特定多数の他の利用者とのコミュニケーションを可能とするX、Facebook、Instagram、Threads、YouTube、TikTok、LINE、ブログ、電子掲示板などの情報伝達媒体。

(2) 対象媒体

議員が利用するソーシャルメディアのうち、アカウントの名称やプロフィール等に議員であることを示す媒体、または、「議員のアカウント」として認識され、実質的に議員としての情報発信等を行っている媒体。

3 基本姿勢

議員としてソーシャルメディアを利用するに際しての基本姿勢として次の点を遵守する。

(1) 公職者としての自覚

市民全体の奉仕者としてその品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、倫理を遵守し、その地位による影響を不適切に行使することがないように、良識ある情報を発信する。

(2) 正確性の確保

発信する情報は客観的な根拠に基づき、正確な情報を正しく伝えるよう努める。

(3) 権利の尊重

基本的人権、プライバシー権、肖像権、著作権等の他者の権利を十分に尊重し、法令等を遵守する。

(4) 誠実な対応

市民等に誤解を生じさせるほか、他者の権利を侵害又は脅かす影響が生じた場合には、誠実に誤解や影響の解消に努める。

(5) 冷静な対応

批判や攻撃的な反応に対しては、感情的にならず冷静な対応に努める。

4 禁止事項

議員は、次の事項に該当する情報発信等（他の利用者の投稿を転載・共有等したものを含む）を行わない。

- (1) 虚偽や事実と異なる情報、根拠を確認しない伝聞情報及び真偽が不明な情報
- (2) 個人又は団体の名誉、信用その他の権利利益を不当に害する情報（事実の有無を問わず、誹謗中傷その他これらに類するものを含む。）
- (3) 特定の個人および企業・団体への不当な利益誘導又は不利益を生じさせんとする情報
- (4) 人種、思想、信条等に関し、差別的な表現を含む情報又は差別を助長させる情報
- (5) 氏名、住所又は写真など特定の個人が識別できる情報（本人の承諾を得ているもの又は公務に関するものを除く）
- (6) 個人の私生活等に関わる情報その他プライバシーを侵害する情報（本人の承諾を得ているものを除く）
- (7) 第三者が権利を有する映像、画像、音声、記事その他の情報資産を許可なく使用するなど他者の権利を侵害するもの
- (8) 議員としての職務上知り得た市議会を含めた本市内部の情報で未公表のもの
- (9) 災害等に係る不確実な情報又は本市内部の情報で未公表のもの

5 トラブルへの対応

- (1) 議員は、ソーシャルメディア上で自身に対する誹謗中傷や非難のコメントが大量に投稿されるなどの状況が発生した場合は、状況に応じて、アカウントの管理や各ソーシャルメディアのルールに沿った措置を講ずるなどにより、事態の収束に努める。
- (2) 議員が、対象媒体のソーシャルメディアに発信した情報に、本ガイドラインの定めを反することを認めた場合は、速やかに情報の削除、訂正、関係者への連絡など、必要な措置を講じなければならない。

6 その他

このガイドラインに定めのない事項の取扱いについては、議長が議会運営委員会に諮り、同委員会で協議の上、所要の対応を図るものとする。

7 施行日

このガイドラインは、令和8年9月1日から施行する。